

令和7年10月22日
中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせ

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月22日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	黒瀬	1両× 60日	山口	福賀	1両× 118日
広島	羽和泉	1両× 43日	山口	大田	1両× 121日
広島	神石	1両× 60日	鳥取	東伯	1両× 50日 1両× 49日
岡山	和気	1両× 137日	島根	加賀	1両× 39日
岡山	美甘	1両× 132日	島根	温泉津	1両× 60日

3. 処分日

令和7年10月22日（水）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

みずたに くらた ひろもと
担当：水谷、倉田、廣本

TEL：082-228-3460